

Abstract

## **Some Question about the Kong-ming's (Zhu-ge Liang) Going out Hermitage.**

KIKUCHI Yoshiteru

This short essay is the one to have tried organization reviewing from the viewpoint on the geography mainly in some question about " the Kong-ming's (Zhu-ge Liang) going-out hermitage " to have the Gui - Shu - Wu era of the Three Kingdoms bruit the trace of historical incident.

So-called " the visit with three times " is the one to make " Liu Bei visited Zhu-ge Liang " but on the other hand, there is a record of " Zhu-ge Liang visited Liu Bei " .

The fact of the thing is about which it is.

It may be problems such as in which there is little contradiction.

Hereinafter, I want to show some question about this point.

Key words: The Kong-ming's (Zhu-ge Liang) going-out hermitage, Liu Bei, it visit's Kong-ming's (Zhu-ge Liang) three times, Is Kong-ming's (Zhu-ge Liang) a visit in Liu Bei, Nan-yang, Long-zhong

条。三二三頁。

(132) 前掲『後漢書』卷四十五・鄧晨傳。五八三頁。

(133) 前掲『史記』卷四十五・韓世家、襄王十一年条。(張守節正義) 記事) 一八七二頁。

(134) 前掲『後漢書』卷三十二・郡國志、荊州・南陽郡条。三四七六頁。

(135) 前掲『後漢書』卷一・光武帝紀、建武二年冬十一月条。三一頁。

(136) 前掲『後漢書』卷三十二・郡國志、荊州・南陽郡条。三四七六頁。

(137) 前掲『後漢書』卷四十七・岑彭傳、建武二三年条。六五六頁。

(138) 前掲『後漢書』卷四十八・臧宮傳条。六九二頁。

(139) 前掲『後漢書』卷五十二・堅鐔傳条。七八三頁。

(140) 前掲『後漢書』卷四十四・齊武王縯傳条。五四九・五〇頁。

(141) 前掲『水經注』卷二十七・沔水編。三四九・三五〇頁。

(142) 前掲『三國志』卷三十三・後主傳、建興五年春条。八九五頁。

(143) 前掲『三國志』卷三十五・諸葛亮傳、建興三年春・裴注(「郭沖三事」) 記事) 条。九一九・二二頁。

(144) 前掲『水經注』卷二十七・沔水編。三五〇頁。

(145) 前掲『三國志』卷三十五・諸葛亮傳、建興十二年春条。九二五頁。

(146) 前掲『水經注』卷二十七・沔水編。三五〇頁。

(147) 前掲『三國志』卷三十三・後主傳、建興七年春条。八九六頁。

(148) 前掲『三國志』卷三十五・諸葛亮傳、建興七年条。九二四頁。

(149) 前掲『水經注』卷二十七・沔水編。三六〇頁。

(150) 前掲『三國志』卷三十五・諸葛亮傳。九一一頁。

(151) 前掲『三國志』卷三十五・諸葛亮傳。九一九頁。

(152) 前掲『水經注』卷三十三・江水編。四一三・一五頁。

(153) 東洋大学アジアアフリカ文化研究所年報『華陽国志訳注稿(3)』一・七節。六五・八四・八七頁

(154) 中島千秋著『新釈漢文大系七九・文選(賦篇)上(蜀都賦)左太中』明治書院。平成七年。二二七頁。

(155) 明陳 誠原著・周連寬校注『西域行程記・西域番国志』「中外交通史籍叢刊」中華書局。一九九一年。

(156) 前掲『三國志』卷三十五・諸葛亮傳・九二二頁。同書卷三十九・馬良弟馬謖傳・九八四頁。

(157) 堀敏一「曹操と諸葛孔明の出仕(一九九四)」『律令制と東アジア世界—私の中国史学(二)—』汲古書院。一九九四年。二七八・八九頁。

#### △参考文献▽

文中掲載書以外

・東洋文庫中国古代地域史研究班編・東洋文庫論叢第七十一『水經注疏訳注(渭水編上)』財団法人東洋文庫刊。平成20年。

・同東洋文庫論叢第七十四。2011年。

・中林史郎『諸葛孔明語録』明德出版社。平成六年。

・小泉袈裟勝編『図解単位の歴史辞典—新装版—』柏書房。一九九一年。

・復旦大学歴史地理研究所、南京大学歴史系『中国歴代人名辞典』編写組。江西教育出版社。一九八六年。

・蔡文治・韓曼君編『日漢・漢日世界地名訳名手冊』中国対外経済貿易出版社。一九八三年。

・譚其驥主編『中国歴史地図集』「第一冊。原始社会・夏・商・西周・春秋・戦国時期。地図出版社出版。一九八二年」「第二冊。秦・西漢・東漢時期。一九八二年」「第三冊。三国・西晋時期。一九八二年」「第四冊。東晋十六国・南北朝時期。一九八二年」。

・臧勵蘇等編『中國古今地名大辭典』商務書館發行。臺灣中華民國六十一年。

・『中華人民共和國分省地圖集』地圖出版社。一九七四年。

(客員研究員)

- (80) 前掲『三國志』卷四十八・孫皓傳(裴注一)一一六九頁。
- (81) 前掲『三國志』卷五十・吳主權王夫人伝(本文一)一一九九頁。
- (82) 前掲『三國志』卷五十二・張承傳(本文一)一二二四頁。
- (83) 前掲『三國志』卷五十二・步騭傳(裴注一)一二三八頁。
- (84) 前掲『三國志』卷五十三・薛綜傳(本文一)一二五二頁。
- (85) 前掲『三國志』卷五十四・呂蒙傳(本文一)一二七六頁。
- (86) 前掲『三國志』卷五十五・黃蓋傳(裴注一)一二八四頁。
- (87) 前掲『三國志』卷五十五・甘寧傳(本文一)一二九二頁。裴注一  
二九二頁。
- (88) 前掲『三國志』卷五十七・虞翻傳(裴注一)一三三二頁。
- (89) 前掲『三國志』卷五十八・陸遜傳(本文一)一三四九頁。
- (90) 前掲『三國志』卷五十九・孫登傳(裴注一)一三六四頁。
- (91) 前掲『三國志』卷五十九・謝景傳(本文一)一三六六頁。
- (92) 前掲『三國志』卷六十・呂岱傳(裴注一)一三八五頁。
- (93) 前掲『三國志』卷六十一・潘濬傳(裴注一)一三九八頁。
- (94) 江畑武『魏略』の成立年代について―「晋書限断」論と関連して―『村上四男博士和歌山大学退官記念朝鮮史論文集』村上四男博士退官記念論文  
集編集委員会。榊開明書院。一九八一年。四三・六二頁。
- (95) 前掲『三國志』卷三十五・諸葛亮傳。九三六頁。
- (96) 前掲『水經注』卷三十一・清水編。三九二・九七頁。
- (97) 前掲『漢書』卷一・高帝紀、秦(四)年七月条。二〇頁。
- (98) 前掲『三國志』卷十二・司馬芝傳。三八六頁。
- (99) 前掲『晉書』卷五十五・張協傳。一五一八頁。
- (100) 晉安平張協著・明太倉張溥撰『晉張景陽集全』(詩・其六)『成公子安集』  
善化章經濟堂重刊。光緒十八年。十八葉。
- (101) 前掲『後漢書』卷十・光烈后紀。四〇五頁。
- (102) 前掲『後漢書』卷五十二・傅俊傳。七八二頁。
- (103) 前掲『漢書』卷十一・哀帝紀、建平四年三月条。三四二頁。
- (104) 前掲『後漢書』卷八十二・崔瑗傳。一七二二頁。
- (105) 前掲『後漢書』卷八十九・張衡傳(本文及び李賢注)。一八九七頁。
- (106) 前掲『後漢書』卷三十二・郡國志、荊州・南陽郡条(劉昭注補)。なお、「西  
鄂、劉昭注、皇覽曰、王子朝家在鼎西」とあり、何らかの関連があるか。

孔明出廬に関する二・三の疑問

- (107) 前掲『後漢書』卷一・光武帝紀、建武二年秋八月・同三年三月壬寅条。  
三四七六・七七頁。
- (108) 前掲『後漢書』卷三十二・郡國志、荊州南陽郡条。三四七六頁。
- (109) 前掲『晉書』卷八・穆帝紀、升平五年夏四月条。二〇五頁。
- (110) 漢司馬遷撰・宋裴駰集解・唐司馬貞索隱・唐張守節正義『史記』卷  
四十・楚世家、文王二年条。中華書局。一九七二年。一六九六頁。
- (111) 前掲『三國志』卷二・文帝紀、黃初三年冬十月甲子及び十一月辛丑条。  
八一・八二頁。
- (112) 清阮元校刻『十三經注疏』「禮記正義」卷五十四・表記。中華書局出版。  
一九八〇年。一六四二頁。
- (113) 前掲『史記』卷五・秦本紀、繆公任好五年条。一八五・八六頁。
- (114) 前掲『史記』卷九・呂太后本紀、四年条。四〇二頁。
- (115) 前掲『後漢書』卷三十・郡國志、子州・汝南郡、新蔡条。三四二四頁。
- (116) 前掲『漢書』卷二十八・地理志、南陽郡条。一五六三頁。
- (117) 前掲『漢書』卷三十一・項籍傳条。一八二〇頁。
- (118) 前掲『後漢書』卷五十・祭遵伝条。李賢等注(「杜衍」記事)七三九頁。
- (119) 前掲『後漢書』卷三十二・郡國志、荊州・南陽郡。三四七六頁。
- (120) 前掲『漢書』卷二十八・地理志、南陽郡。一五六三頁。
- (121) 梁沈約撰『宋書』卷九十五・索虜傳、元嘉二十三年条。中華書局。  
一九七四年。二二三八頁。
- (122) 前掲『史記』卷四十一・越王句踐世家条。裴駰(「集解」記事)一七五五・  
五六頁。
- (123) 前掲『後漢書』卷九十九・何進傳条。二二四六頁。
- (124) 前掲『後漢書』卷百十五・范式傳条。二六七八頁。
- (125) 前掲『後漢書』卷一・光武帝紀、地皇三年十一月条。三・四頁。
- (126) 前掲『後漢書』卷三十二・郡國志、荊州・南陽郡条。三四七六頁。
- (127) 前掲『後漢書』卷六・順帝紀、漢安元年十一月壬午条。二七二頁。
- (128) 前掲『後漢書』卷七十四・胡廣傳条。一五〇九頁。
- (129) 前掲『晉書』卷四十三・樂廣傳。一二四三・四五頁。
- (130) 前掲『後漢書』卷一・光武帝紀、地皇三年十一月条。三・四頁。
- (131) 前掲『後漢書』卷七・桓帝紀、延熹七年冬十月壬寅(本文及び李賢等注)

- (24) 黄子瑞「諸葛亮躬耕地行考述評」『史学月刊』一九九一年第三期。
- (25) 「前掲『三國志』卷三十五・諸葛亮伝。九一三頁」「張鵬一輯・魚豢撰魏略」〔關隴叢書〕陝西文獻徵輯處刊本。一九二四年。
- (26) 「唐・杜佑撰『通典』〔國學基本叢書〕新興書局發行。中華民國五十五年。典七七五頁」「李昉等撰『太平御覽』中華書局。一九六〇年。一三七八頁」等。
- (27) 前掲『三國志』卷三十五・諸葛亮傳。九二二頁。
- (28) 前掲『三國志』卷一・武帝紀。三〇頁。
- (29) 前掲『三國志』卷三十二・先主伝。八七七頁。
- (30) 前掲『三國志』卷一・武帝紀。二三頁。
- (31) 前掲『三國志』卷三十五・諸葛亮傳。九二〇・二二・九三〇頁。
- (32) 前掲『三國志』卷一・武帝紀(本文七個所)二・四・\*七・一四・一五・五一各頁。裴注四個所一・三・一・\*五各頁。\*は重出
- (33) 前掲『三國志』卷六・董卓傳(本文一)一八七頁。裴注一)一七二頁。
- (34) 前掲『三國志』卷六・袁術傳(本文二)二〇七頁。
- (35) 前掲『三國志』卷六・劉表傳(本文一)二一〇頁。裴注四)二二一・二二二各頁。
- (36) 前掲『三國志』卷八・公孫瓚傳(裴注一)二四一頁。
- (37) 前掲『三國志』卷九・夏侯淵傳(裴注一)二七三頁。
- (38) 前掲『三國志』卷九・曹爽傳(本文一)二八三頁。
- (39) 前掲『三國志』卷十・荀彧傳(本文一)三〇七頁。裴注一)三二二頁。
- (40) 前掲『三國志』卷十・荀攸傳(裴注一)三二二頁。
- (41) 前掲『三國志』卷十・賈詡傳(本文一)三二八頁。
- (42) 前掲『三國志』卷十一・王脩傳(本文一)三四五頁。
- (43) 前掲『三國志』卷十二・崔琰傳(本文一)三七〇頁。
- (44) 前掲『三國志』卷十二・司馬芝傳(本文一)三八九頁。
- (45) 前掲『三國志』卷十三・鍾繇傳(裴注二)三九二・三九六各頁。
- (46) 前掲『三國志』卷十三・華歆傳(本文一)四〇一頁。
- (47) 前掲『三國志』卷十四・劉放傳(裴注一)四六二頁。
- (48) 前掲『三國志』卷十五・梁習傳(裴注一)四七一頁。
- (49) 前掲『三國志』卷十六・杜畿傳(裴注一)四九四頁。
- (50) 前掲『三國志』卷十六・杜恕傳(裴注一)五〇七頁。
- (51) 前掲『三國志』卷十八・文聘傳(本文一)五三九頁。
- (52) 前掲『三國志』卷十八・閻溫傳(裴注一)五五三頁。
- (53) 前掲『三國志』卷二十一・劉廙傳(本文一)六一三頁。
- (54) 前掲『三國志』卷二十三・楊俊傳(本文二)六六三頁。
- (55) 前掲『三國志』卷二十三・杜襲傳(裴注)六六六頁。
- (56) 前掲『三國志』卷二十三・裴潛傳(裴注)六七五頁。
- (57) 前掲『三國志』卷二十四・韓暨傳(本文)六七七頁。
- (58) 前掲『三國志』卷二十四・王觀傳(本文)六九三頁。
- (59) 前掲『三國志』卷二十六・田豫傳(本文)七二六頁。
- (60) 前掲『三國志』卷二十八・鄧艾傳(本文一)七八三頁。
- (61) 前掲『三國志』卷三十一・劉焉傳(本文一)八六五頁。
- (62) 前掲『三國志』卷三十一・劉璋傳(裴注一)八六九頁。
- (63) 前掲『三國志』卷三十五・諸葛亮傳(本文一)九二〇頁。裴注三)九一・九二・九三・九六各頁。
- (64) 前掲『三國志』卷三十六・黃忠傳(本文一)九四八頁。
- (65) 前掲『三國志』卷三十八・許靖傳(本文二)九六三・九六六各頁。
- (66) 前掲『三國志』卷三十九・劉巴傳(裴注一)九八〇頁。
- (67) 前掲『三國志』卷三十九・陳震傳(本文一)九八四頁。
- (68) 前掲『三國志』卷三十九・董允傳(裴注一)九八六頁。
- (69) 前掲『三國志』卷三十九・呂乂傳(本文一)九八八頁。
- (70) 前掲『三國志』卷四十・劉封傳(本文一)九九四頁。
- (71) 前掲『三國志』卷四十・李嚴傳(本文一)九九八頁。
- (72) 前掲『三國志』卷四十一・王連傳(本文一)一〇〇九頁。
- (73) 前掲『三國志』卷四十二・許慈傳(本文一)一〇二二頁。
- (74) 前掲『三國志』卷四十二・譙周傳(本文一)一〇二八頁。
- (75) 前掲『三國志』卷四十五・宗預傳(本文一)一〇七五頁。
- (76) 前掲『三國志』卷四十五・楊戲傳(本文二)一〇八二・一〇八五各頁。
- (77) 前掲『三國志』卷四十六・孫堅傳(本文四)一〇九六。裴注二)一〇九七・一〇九八各頁。
- (78) 前掲『三國志』卷四十六・孫策傳(裴注三)一一〇三・一一〇八・一一〇各頁。
- (79) 前掲『三國志』卷四十七・吳主孫權傳(本文一)一一二二頁。裴注一)一一二三頁。

も起こさないというのは非礼にならないのであろうか。この辺も不思議である。

## 九、終わりに

主に地理上から劉備・孔明の邂逅について記した。疑問点は文中に挙げた通りである。

一説に、『魏略』の記述を錯綜流伝とする。しかし、裴松之が史料として掲載した事実そのものは尊重する必要がある。錯綜と言えば『三國志』の本文も、例えば馬謖の措置について、「戮(馬)謖以謝衆(馬)謖を戮し、衆に謝す(諸葛亮伝)」としたり、「(馬)謖下獄物故(馬)謖、下獄し物故す(馬謖伝)」とあったりして一定しない。<sup>(16)</sup>本文と言えども万能とはいえないのではないか。

両者の邂逅問題は、堀敏一氏が指摘されているように、「劉備が先に出かけたのか、孔明が先に出かけたのか妥協を許さない問題」<sup>(17)</sup>である。

筆者としては、両者邂逅の情景描写、両者居住地の史料の扱い、地理的な位置等から、孔明が劉備を訪問したとする方が、むしろ自然のような気がする。

そして、どうしても気にかかるのが、先主伝に何故「三顧記事」が無いかということである。不思議と言わざるを得ない。この言葉を締め括りとして拙論を終える。

## △注▽

- (1) 晉・陳壽撰 陳乃乾校點『三國志』卷三十五・諸葛亮傳。中華書局出版。一九五九年。九二二頁。
- (2) 前掲『三國志』諸葛亮傳。九二〇頁。
- (3) 晉・常璩撰『華陽國志十二卷』四川人民出版社。一九五七年就成都志古堂原版印行。
- (4) 楊家駱主編 後魏・酈道元撰、清・戴震校『水經注』世界書局印行。中華民國五十八年。三五九・六〇頁。
- (5) 前掲『三國志』卷三十二・先主傳。八七六頁。
- (6) 宋・范曄撰 唐・李賢等注『後漢書』卷三十二・郡國志、南陽郡。中華書局出版。一九六五年。三四七六頁。
- (7) 復旦大學歷史地理研究所「中國歷史地名辭典」編委會『中國歷史地名辭典』江西教育出版社。一九八八年。九二二頁。
- (8) 前掲『三國志』卷三十二・先主傳。八七六頁。以後、裴松之注は裴注とする。
- (9) 前掲『三國志』卷四・齊王紀。正始二年夏五月条。一一九頁。
- (10) 前掲『中國歷史地名辭典』。九五五頁。
- (11) 前掲『三國志』卷三十五・諸葛亮傳。九二〇頁。
- (12) 前掲『三國志』卷三十五・諸葛亮傳。九一一頁。
- (13) 前掲『三國志』卷三十五・諸葛亮傳。九三六頁。
- (14) 前掲『水經注』卷二十八・沔水篇。三六〇頁。
- (15) 顧祖禹編著『讀史方輿紀要』中華書局。一九五五年。三三七八頁。「君垂憲德他記註『蘇東坡全詩集』第一卷・隆中。平成三年。日本圖書センター。一一八・二〇頁」
- (16) 前掲『三國志』卷一・武帝紀。一頁。
- (17) 前掲『中國歷史地名辭典』。九五二頁。
- (18) 前掲『三國志』卷三十六・關羽傳。九三九頁。
- (19) 前掲『中國歷史地名辭典』。九一一頁。
- (20) 前掲『三國志』卷三十六・張飛傳。九四三頁。
- (21) 前掲『三國志』卷三十六・黃忠傳。九四八頁。
- (22) 前掲『中國歷史地名辭典』。八二三頁。
- (23) 前掲『中國歷史地名辭典』。五九七頁。

(岷山、蜀郡の氏道県に在り、大江〔長江〕の出だす所、東南し其の県の北を過ぐ。・〔白沙〕郵、堰上に在り、俗に之を都安大堰と謂う。亦湔堰と曰く、又之を金堤と謂う。左思の『蜀都賦』に云う、「西のかた金堤を踰ゆる者也」と。諸葛亮北征し、此の堰の農を以て国の資する所の本となし、正丁千二百人を以て主に之を護らしむ。正史等・『東洋大学アジアアフリカ文化研究所年報』華陽国志訳注稿(3)一・七節参照<sup>(153)</sup>「中島千秋著『新釈漢文大系七九・文選(賦篇)上(蜀都賦)』」。

## 七、各居住地間往來の所用日数計測

ここで各居住地間の所用日数を計測してみたい。

明時代の陳誠原が著した書に『西域行程紀』がある。永樂一二年正月一三日に肅州(現・甘肅省酒泉県)を出行し、同年閏九月一四日に目的地である哈烈(赫拉特。現・アフガニスタンのヘラートHerat)に着くまでの著者自身の紀行記であるが、全日、例外を除き一日に要した里数が明記してある(文章から騎乗と推定)。この書よりの類推である<sup>(154)</sup>。

それによると、騎乗にての一日平均の行程は約二九〜四〇<sup>キ</sup>である。

(一)、「劉備が孔明を訪問した」場合

①南陽―新野間(劉備は新野に、孔明は南陽に居住)  
約四十五<sup>キ</sup>。途中渡河地が二箇所ある。日中に孔明寓居に入ろうとすれば往復三〜四日の行程である。

②新野―隆中間(劉備は新野に、孔明は隆中に居住)

約八〇<sup>キ</sup>。途中渡河地が六箇所ある。中でも襄陽から漢水対岸の樊城に渡るには相当の準備が必要だったと推定される。日中に孔明寓居に入ろうとすれば往復五〜六日の行程である。

(二)、「孔明が劉備を訪問した」場合

樊城―隆中間(劉備は樊城に居住。孔明の居住地は前述の通り、「隆中」の可能性がより高いので、隆中とする)

約十五<sup>キ</sup>。一日にて十分往復できる距離である。

以上見るように、(一)の「劉備が孔明を訪問」の場合は①②とも、かなりの日程であり、思い立って即、という距離ではない。三顧・三往が文字通り三回訪問したのであれば、人材発掘という大目標があったにせよ、その熱意の高さは相当のものがある。一面天下を視野に入れての、智謀の臣を求める渴望感のあらわれである、ということも出来る。しかし、「相当の距離」であることは確かである。

一方、(二)の「孔明が劉備を訪問」の場合は、距離的には疑問が生じる余地はない。

八、「三顧」を再考の余地はないか

黃子瑞は、「諸葛亮が後主劉禪に奉げた前出師表の作為・虚偽は不可能」とも述べている。

しかし、いずれ一方の雄を約束されていた劉備が、一介の書生である孔明の寓居を邂逅前に二回も訪ねているのに、その間、当の孔明が何の行動



経注」記載「諸葛亮」記事に、「諸葛亮躬耕於南陽」を示唆する文言はないか、調査してみたい。但し、風景描写及び碑文建立記事は除いた。正史等は同書に記載されている関連記事。

① 【卷二十七・沔水篇<sup>(141)</sup>】

沔水出武都沮縣東狼谷中、(略)東對白馬城、一名陽平關、澧水南流入沔、謂之澧口(略)諸葛武侯所居也。

(沔水、武都(郡)沮縣の東狼谷中より出ず。：東、白馬城に對す。一名陽平關、澧水、南流して沔(水)に入る。：之を絶口と謂う。

諸葛武侯の居する所なり)。

正史等…『三國志』卷三十三・後主傳、建興五年春条<sup>(142)</sup>「『三國志』卷三十五・諸葛亮傳、建興五年条<sup>(143)</sup>」。

② 【卷二十七・沔水篇<sup>(144)</sup>】

(陽平関)南對定軍山、(略)諸葛亮之死也、遺令葬於其山、因即地勢、不起墳壟、惟深松茂柏、攢蔚川阜、莫知墓塋所在、山東名高平、是亮宿營處、有亮廟、亮薨、百姓野祭。

(陽平関)南、定軍山に對す。：諸葛亮之死するなり。遺令により其の山(定軍山)に葬る。地勢に即するに因り、墳壟を起さず、惟だ深き松、茂る柏のみ、川阜攢蔚し墓塋の所在知る莫し。山の東を高平と名づく、是れ亮の宿營せし處、亮の廟有り、亮薨じ、百姓野祭す)。

正史等…『三國志』卷三十五・諸葛亮傳、建興十二年春条<sup>(145)</sup>

孔明出廬に関する二・三の疑問

③ 【卷二十七・沔水篇<sup>(146)</sup>】

沔水又東逕西樂城北、城在山上、周三十里、甚險固、城側有谷、謂之容裘谷、道通益州、山多羣獠、諸葛亮築以防遏。

(沔水又東して西樂城の北を逕る。城、山上に在り。周三十里、甚だ險固、城の側に谷あり、之を容裘谷と謂う。道、益州に通ず。山に羣の獠多く、諸葛亮築き以て防遏す)。

正史等…『三國志』卷三十三・後主傳、建興七年春条<sup>(147)</sup>「『三國志』卷三十五・諸葛亮傳、建興七年」条<sup>(148)</sup>。

④ 【卷二十七・沔水篇<sup>(149)</sup>】

沔水又東逕樂山北、昔諸葛亮好爲梁甫吟。每所登遊、故俗以樂山爲名、沔水又東逕隆中、歷孔明舊宅北、亮語劉禪云、先帝三顧臣於草廬之中、咨臣以當世之事、即此宅也。

(沔水又東して樂山の北を逕る。昔諸葛亮好んで梁甫吟を爲す。毎に登遊せし所、故に俗は樂山を以て名と爲す。沔水東して隆中を逕る。亮、劉禪に語して云う、「先帝三たび臣を草廬中に顧み、臣に咨るに當世の事を以てするは即ち此の宅なり」と)。

正史等…『三國志』卷三五・諸葛亮傳・本文及び裴注(漢晉春秋)記事<sup>(150)</sup>「『三國志』卷三五・諸葛亮傳・健興五年」条<sup>(151)</sup>。

⑤ 【卷三十三・江水篇<sup>(152)</sup>】

岷山在蜀郡氏道縣、大江所出、東南過其縣北、(略)(白沙)郵在堰上、俗謂之都安堰、亦曰湔堰、又謂之金堤、左思蜀都賦云、西躡金堤者也、諸葛亮北征、以此堰農本國之所資、以征丁千二百人主護之。

孔明出廬に関する二・三の疑問

卷三十二・荊州、南陽郡<sup>(136)</sup>」条。

② 世祖・建武二年、成安侯臧宮、従上擊堵郷、東源方七八歩、騰湧若沸、故世名之騰沸水、南流逕於堵郷、謂之堵水、建武三年、祭遵引兵、南擊董訢所堵郷、以水氏縣、故有堵陽之名也。

(世祖・建武二(二六)年、成安侯臧宮、上の堵郷を撃つに従う。東源方に七八歩。騰湧すること沸くが若し、故に世、之を騰沸水と名づく。南流して堵郷を逕る。之を堵水と謂う。建武三(二七)年、祭遵、兵を引ね、南のかた董訢の所する堵郷を撃つ。水氏を以て県とす。故に堵陽之名有るなり)。

正史等…『後漢書』卷四十七・岑彭傳、建武二(三年)『後漢書』卷四十八・臧宮傳<sup>(138)</sup>「『後漢書』卷五十二・堅鐔傳、建武二年」条

③ 謝沈後漢書甄阜等敗光武於小長安東、乘勝南渡黃淳水、前營背阻兩川、謂臨比水、絶後橋、示無還心、漢兵擊之、三軍潰、溺死黃淳水者二萬人。

(謝沈の『後漢書』に、「甄阜等、光武を小長安の東に於いて敗る。勝に乗じて南のかた黄淳水を渡り、前に營し兩川を背に阻む。比水に臨むと謂う。後ろの橋を絶ち、還心無きを示す。漢の兵、之を討ち、三軍潰え、黄淳水に溺死する者二万人」とある)。

正史等…『後漢書』卷四十四・齊武王續傳<sup>(140)</sup>

以上のように、史跡・遺跡等、いずれも記事内容は歴史的事象を検証で

きるが、涑水に関係した孔明の「躬耕於南陽」を類推する記事を探り当てることはできない。

これらの事実はかなり不思議といえよう。酈道元(四六六或四七二(五二七))は当然、所謂「出師表」には目を通してはいたはずであり、「躬耕南陽」は孔明記事記載の目玉ともなるべきものであったはずである。当然伝聞・遺跡を精査したであろう。それにも拘らず、「躬耕於南陽」記事に触れなかったのは「孔明躬耕於南陽」の伝承がなく、事実とは認められなかったのではあるまいか。

もし、孔明に関する事跡が少しでもあり、そこに信憑性があれば、酈道元はそのことに触れたと思われるからである。

酈道元は、「孔明躬耕」について唯一箇所、「涑水又東逕隆中、歷孔明舊宅北、亮語劉禪云、先帝三顧臣於草廬中、咨臣以當世之事、即此宅也(涑水又東して隆中を逕り、孔明が旧宅の北を歴る。亮、劉禪に語して云う、「先帝、三たび臣を草廬之中に顧み、臣に咨るに当世の事を以てするは即ち此の宅なり)」と紹介するに留めている。酈道元は、「孔明躬耕地」を「隆中」と見ていたのである。

当時の一般的な伝承として、あるいは「孔明躬耕地」は「隆中」であったと思われる。

六、『水経注』記載「諸葛亮」記事に、「諸葛亮躬耕於南陽(諸葛亮、南陽に於て躬耕す)」を示唆する文言はないか

『水経注』にはかなりの頻度にて「諸葛亮」の名が登場する。いま、『水



正史等…『後漢書』卷百十五・范式傳條。<sup>(124)</sup>

- ①⑥ 涑水又南入（涑陽）縣、逕小長安、司馬彪・郡國志曰、縣有小長安聚、謝沈漢書稱光武攻涑陽不下、引兵欲攻宛、至小長安、與甄阜戰、敗於此。

（涑水又南して、涑陽）県に入る。小長安を逕る。司馬彪『郡国志』に曰く、「県に小長安聚有り」と。謝沈『漢書』称するに、「光武、涑陽を攻めるも下らず」と。兵を引き宛を攻めんと欲し小長安に至り、甄阜と与に戦うも此に敗る）。

正史等…『後漢書』卷一・光武帝紀、地皇三年十一月<sup>(125)</sup>「『後漢書』卷三十二・郡國志、荊州・南陽郡<sup>(126)</sup>」条。

- ①⑦ 涑水又逕安樂郡北、漢桓帝建和元年、封司徒胡廣爲涑陽縣安樂鄉侯、今於其國、立樂宅戍。

（涑水又安樂郡の北を逕る。漢・桓帝の建和元（一四七）年、司徒・胡廣を涑陽縣安樂鄉侯と爲す。今其の國に於り樂に宅戍を立つ）。

正史等…『後漢書』卷六・順帝紀、漢安元年十一月壬午<sup>(127)</sup>「『後漢書』卷七十四・胡廣傳<sup>(128)</sup>」条。

- ①⑧ 郭仲産襄陽記曰、南陽城南九十里、有晉尚書令樂廣故宅。

（郭仲産『襄陽記』に曰く、「南陽城の南九十里に晋の尚書令・樂廣の故宅あり」と）。

正史等…『晉書』卷四十三・樂廣傳條。<sup>(129)</sup>

孔明出廬に関する二・三の疑問

- ①⑨ 涑水又南與湍水會、又南逕新野縣故城西、世祖之敗小長安也、姊元遇害、上即位、感悼姊沒、追諡元爲新野節義長公主、卽此邑也。

（涑水、又南して湍水と會す。又南して新野縣の故城の西を逕る。世祖之の小長安に敗れるなり。姊・元、害に遇う。上即位し姊の没するを感悼し、元を追諡し、新野節義長公主と爲すは、即ち此の邑なり）。

正史等…『後漢書』卷一・光武帝紀、地皇三年十一月<sup>(130)</sup>「『後漢書』卷七・桓帝紀、延熹七年冬十月壬寅<sup>(131)</sup>」<sup>(132)</sup>「『後漢書』卷四十五・鄧晨傳」条。

- ②⑩ （涑水）又東與朝水合、水出西北赤石山、而東南逕冠軍縣界、地名沙渠、又東南逕穰縣故城南、楚別邑也。

（涑水）又東して朝水と合す。水、西北して赤石山に出ず。而して東南して冠軍縣界を逕る。地、沙渠と名づく。又東南して穰縣古城の南を逕る。楚の別邑なり）。

正史等…『史記』卷四十五・韓世家、襄王十一年<sup>(133)</sup>「『後漢書』卷三十二・郡國志、荊州・南陽郡<sup>(134)</sup>」条。

- ②⑪ 朝水又東逕朝陽縣故城北、而東南注於涑水、又東南與棘水合、水上承堵水、堵水出棘陽縣北山、數源並發、南流逕小堵鄉、謂之小堵水。（朝水又東して朝陽縣古城の北を逕り、而して東南して棘水と合す。水上に堵水を承く。堵水、棘陽縣の北山に出ず。數の源、並びて発し、南流して小堵郷を逕る。之を小堵水と謂う）。

正史等…『後漢書』卷一・光武帝紀、建武二年冬十一月<sup>(135)</sup>「『後漢書』

孔明出廬に関する二・三の疑問

- ⑧ 涑水又南、梅溪水注之、水出縣北紫山、南逕百里奚故宅、奚宛人也、於秦爲賢大夫、所謂迷虞智秦者也、梅溪又逕宛西宮城東、史記曰、呂尙先祖爲四岳、佐禹治水有功、虞夏之際、受封於呂、故因氏爲呂尙也、徐廣史記音義曰、呂在宛縣、高后四年、封昆弟子呂忿爲呂城侯、疑卽此也。

(涑水又南し、梅溪水之に注ぐ。水、県の北、紫山に出ず。南して百里奚の故宅を逕る。奚、宛人なり。秦に於いて賢大夫と爲る。謂う所の虞に迷い、秦に智す者也。梅溪又宛の西、宮城の東を逕る。

『史記』に曰く、「呂尙の先祖を四岳と爲す。禹の治水を佐けて功有り。虞夏の際、封を呂に受く。故に氏に因りて呂尙と爲すなり」と。

徐広の『史記音義』に曰く、「呂は宛県に在り、高后四年、昆弟の子・呂忿を封じて呂城侯と爲す」と。疑うらくは卽ち此なりか。

正史等…『禮記』表記<sup>(12)</sup>「『史記』卷五・秦本紀、繆公任好五年」<sup>(13)</sup>「『史記』卷九・呂太后本紀、四年」<sup>(14)</sup>条

- ⑨ 又按新蔡縣、有大呂小呂亭、而未知所是也

(又新蔡県を按ずるに、大呂・小呂亭有り。而れども是の所を未だ知らざるなり)。

正史等…『後漢書』卷三十・郡國志、予州・汝南郡<sup>(15)</sup>条。

- ⑩ 梅溪又南逕杜衍縣東、故城在西、漢高帝七年、封郎中王翳爲侯國、王莽更之曰閏衍矣。

(梅溪又南して杜衍県の東を逕る。古城は西に在り。漢高帝七年、郎中王翳を封じて侯國と爲す。王莽更に之を閏衍と曰く)。

正史等…『漢書』卷二十八・地理志、南陽郡<sup>(16)</sup>「『漢書』卷三十一・項籍傳」<sup>(17)</sup>「『後漢書』卷五十・祭遵傳」<sup>(18)</sup>条。

- ⑪ 涑水之南、又有南就聚、郡國志所謂南陽宛縣、有南就聚者也。

(涑水之南、又南就聚有り、『郡國志』謂う所の南陽(郡)宛県に、南就聚有る者也)

正史等…『後漢書』卷三十二・郡國志、荊州・南陽郡<sup>(19)</sup>条。

- ⑫ 余按涑水左右、舊有二澁、所謂南澁北澁者。

(余、涑水の左右を按ずるに、旧と二澁有り。謂う所の南澁北澁者)。

正史等…『漢書』卷二十八・地理志、南陽郡<sup>(20)</sup>「『宋書』卷九十五・索虜傳、元嘉二十三年」<sup>(21)</sup>条。

- ⑬ (涑陽) 城側有范蠡祠、蠡宛人、祠卽故宅也

(涑陽) 城の側に范蠡祠有り。蠡、宛の人。祠は卽ち故宅なり)。

- ⑭ (涑陽) 城東有大將軍何進故宅。

(涑陽) 城の東に大將軍何進の故宅有り)。

- ⑮ (涑陽) 城西有孔嵩舊居。

(涑陽) 城の西に孔嵩の旧宅有り)。

「先君我が姉妹を生む、男の兄弟無く、今当に玄宅を安神し、后土を翳靈すべく、冥冥として絶えし後、何を以て吾君の徳を彰すや」と。各々錢五百万を出し、一女は墓を築き、二女は樓を建てて以て孝思を表す。

正史等…『後漢書』卷三十二・郡國志、荊州・南陽郡条。<sup>(106)</sup>

⑤ 涪水又西南逕史定伯碑南、又西爲瓜里津、水上有三梁、謂之瓜里渡、自宛道途東出、堵陽、西道方城、建武三年、世祖自堵陽西入、破虜將軍鄧奉、怨漢掠新野、拒瓜里、上親搏戰、降之、夕陽下、遂斬奉、郡國志所謂宛有瓜里津、夕陽聚者也。

（涪水又西南し史定伯の碑の南を逕り、又西して瓜里津を爲む。水上に三梁有り、之を瓜里渡と謂う。宛〈県〉自り道途東して堵陽に出で、西して方城に道す。建武三（二七）年、世祖堵陽より西して入る。破虜將軍鄧奉、漢、新野を掠めるを怨み、瓜里を拒む。上、親ら搏戰し、之を降す。夕陽下り遂に奉を斬る。『郡国志』に謂う所の宛に瓜里津有るは夕陽聚者也）。

正史等…『後漢書』卷一・光武帝紀、建武二年秋八月・同三年三月壬寅<sup>(107)</sup>「『後漢書』卷三二・郡國志、荊州南陽郡」条。

⑥ 阻橋、即桓温故壘處。温以升平五年、與范汪衆軍北討所營。

（阻橋、即ち桓温が故壘とせし處、温、升平五（三六一）年を以て范汪の衆軍と与に北して討ちし所の營なり）。

正史等…『晋書』卷八・穆帝紀、升平五年夏四月条。<sup>(108)</sup>

孔明出廬に関する二・三の疑問

⑦ 涪水又西南逕晉蜀郡太守鄧義山墓南、又南逕宛城東、其城故申伯之都、楚文王滅申以爲縣也。秦昭襄王使白起爲將、伐楚取郢、即以此地爲南陽郡、改縣曰宛、王莽更名郡曰前隊、縣曰西陽、劉善曰、在中國之南而居陽地、故以爲名、大城西南隅、即古宛城也、荊州刺史治、故亦謂之荊州城、今南陽郡、治大城、其東城內有舊殿基、周二百步、高八尺、階階皆砌以青石、大城西北隅、有殿基、周百步、高五尺、蓋更始所起也、城西三里、有古臺、高三丈餘、文帝黃初中、南巡行所築也。

（涪水、又西南して晋の蜀郡太守・鄧義山の墓の南を逕る。又南して宛城の東を逕る。其の城故の申伯之都、楚の文王、申を滅ぼし以て県と爲すなり。秦の昭襄王、白起をして將と爲し、楚を伐ちて郢を取ら使む。即ち此の地を以て南陽郡と爲す。県を改めて宛と曰く。王莽更に郡を名づけて前隊と曰い、県を西陽と曰く。劉善曰く、「中國之南に在り、而して陽地に居す、故に以て名と爲す」と。大城の西南の隅、即ち古の宛城なり。荊州刺史治む。故に亦之を荊州城と謂う。今、南陽郡、大城を治む。其の東城内に旧き殿基有り、周二百步、高さ八尺、階階、皆、青石を以て砌とす。大城の西北隅に殿基有り。周百步、高さ五尺、蓋し更始の起こす所なり、城の西三里に古台有り、高さ三丈余、文帝黃初中、南巡行し築きし所なり）。

正史等…『史記』卷四十・楚世家、文王二年<sup>(109)</sup>「『三國志』卷二・文帝紀、黃初三年冬十月甲子及び十一月辛丑」条。<sup>(110)</sup>

黃初中の南巡記事はこの事例のみであり、この時のことか。

左右連山插漢、秀木干雲、是以張景陽詩云、朝登魯陽關、峽路峭且深、亦司馬芝與母遇賊處也。

(漢祖、入関し、浙・酈を下すは即ち此の県なり。涑水又東南流し雒陽の衡山を歴、東して百章郭の北を逕り、又東す。魯陽関水之に注ぐ。水、魯陽県に出で、分水嶺を南す。南水、嶺自り南流し、北水、嶺従りして注ぐ。故に世俗は之を嶺と謂い、分頭と為すなり。其の水南流して魯陽関を逕る。左右に山連なり、漢(水)に挿し入り、秀木雲を干す。是以て、張景陽の詩に云う、「朝に魯陽関に登れば峽路、峭しく且つ深し」と。亦、司馬芝、母と与に賊に遇いし処なり)。

正史等…『漢書』卷一・高帝紀、秦(四)年七月条<sup>(97)</sup>「『三國志』卷十二・司馬芝傳」<sup>(98)</sup>「『晉書』卷五十五・張協傳」<sup>(99)</sup>「張景陽」<sup>(100)</sup>。

② 關水歴雒衡山西、南逕皇后城西、建武元年、世祖遣侍中傅俊、持節迎光烈皇后於涑陽、俊發兵三百餘人、宿衛皇后道路歸京師、蓋稅舍所在、故城得其名矣。

(関水、雒衡山の西を歴、南して皇后城の西を逕る。建武元年、世祖、侍中・傅俊を遣わし、節を持せしめ光烈皇后を涑陽に迎えしむ。俊、兵三百余人を發し、皇后を道路に宿衛し京師に歸す。蓋し稅舍の所在なり。故に城その名を得る)。

正史等…『後漢書』卷一〇・光烈后紀<sup>(101)</sup>・「同書卷五十二・傅俊傳」<sup>(102)</sup>。

③ 涑水又南、涑水注之、水出弘農郡盧氏縣之熊耳山、東南逕酈縣北、

東南逕房陽城北、漢哀帝四年、封南陽太守孫寵爲侯國、俗謂之房陽川、又逕西鄂縣南、水北有張平子墓、墓之東側、墳有平子碑、文字悉是古文、篆額是崔瑗之辭。

(涑水又南し、涑水之に注ぐ。水、弘農郡盧氏県の熊耳山に出で、東南して酈県の北を逕り、東南して房陽城の北を逕る。漢哀帝の四年(三)、南陽太守孫寵を封じて侯國と爲す。俗に之を房陽川と謂う。又、西鄂県の南を逕る。水の北に張平子の墓有り。墓の東側の墳に平子碑有り。文字悉く是れ古文、篆額、是れ崔瑗の辭なり)。

正史等…『漢書』卷十一・哀帝紀、建平四年三月条<sup>(103)</sup>「『後漢書』卷八十二・崔瑗傳」<sup>(104)</sup>「『後漢書』卷八十九・張衡傳」<sup>(105)</sup>。

④ (房陽川) 水南道側、有二石樓、相去六七丈、雙跂齊竦、高可丈七八、柱圓圍二丈有餘、石質青綠、光可以鑒、其上欒櫨承拱、彫簷四柱、窮巧綺刻妙絶人工、題言蜀郡太守姓王、字子雅、南陽西鄂人、有三女無男、而家累千金、父沒當葬、女自相謂曰、先君生我姊妹、無男兄弟、今當安神玄宅、翳靈后土、冥冥絶後、何以彰吾君之德、各出錢五百萬、一女築墓、二女建樓、以表孝思。

(房陽川) 水の南道側に二石樓有り。相い去ること六七丈、双び跂ちて齊く竦え、高さ丈七八可り。柱の円圍二丈余り有り。石質、青緑にして光は以て鑒す可し。其の上の欒櫨、拱を承け、簷を四柱に彫る。綺刻は巧みを窮め、人工に妙絶す。題して言う、「蜀郡太守姓は王、字は子雅、南陽西鄂の人、三女有り、男無し」と。而して家、千金を累ね、父没し当に葬するに、女、自ら相い謂いて曰く、

明の卒したのが二三四（建興一二）年八月であるから、四十七・八年を経過していることになる。

執筆期間を勘案し、孔明卒後三・四十年では本文上に、その事跡を掲載するには無理があったにしても、裴松之（三七二～四五二）の時代には孔明卒後一六〇～一七〇年の時間的経過がある。孔明が「南陽」に居住していたとすれば、その事跡は当然伝承していたと見るべきである。

事実、『三國志』諸葛亮伝「論評」裴注に、「蜀記曰、晉永興中、鎮南將軍劉弘至隆中、觀亮故宅、立碣表閭（『蜀記』に曰く、晋の永興（三〇四～五）中、鎮南將軍劉弘、隆中に至り、亮が故宅を觀し、碣を立て閭を表す）」と、孔明の事跡を紹介している。<sup>(95)</sup>

孔明没後約七十年である。隆中に孔明の旧宅が残っていたことになる。

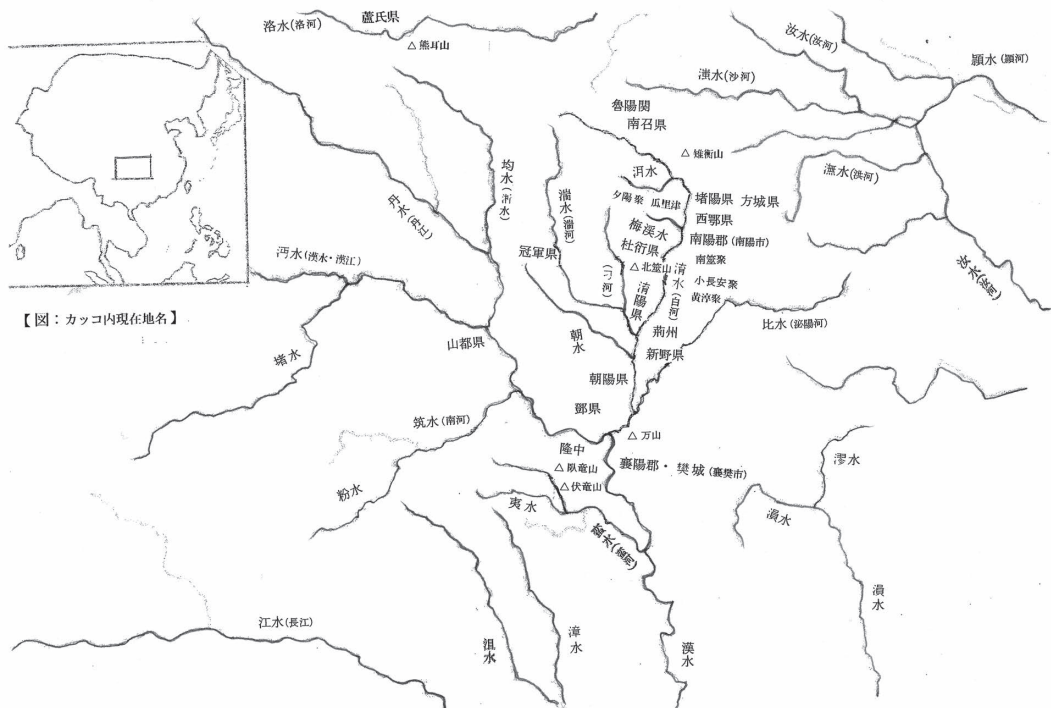
五、『水經注』清水篇に、「諸葛亮躬耕於南陽（諸葛亮、南陽に於て躬耕す）を示唆する文言はないか

南陽と新野は『水經注』の言う清水（現・白河）流域に所在した。同書卷三一・清水篇（注文）の記事中から、記載されている遺跡等紹介記事を考証することによって、その記述の確かさを検証してみよう。<sup>(96)</sup>

そして、孔明の「躬耕於南陽」を類推する記述がないか、探りたい。

- ① 漢祖入關、下浙鄴、即此縣也、清水又東南流、歷雒陽之衡山、東逕百章郭北、又東、魯陽關水注之、水出魯陽縣南分水嶺、南水自嶺南流、北水從嶺北注、故世俗謂此嶺爲分頭也、其水南流、逕魯陽關、

孔明出廬に関する二・三の疑問



【図：カッコ内現在地名】



年齢的には疑点は無い。

#### 四、『三國志』「南陽」記事について

―裴松之注に見る孔明関連記載の存在及び有無―

ところで、中国の歴史書は事象を記す場合、本文なり注記などで過去の歴史的伝承を紹介することが多い。いや、むしろ紹介することを責務と考えているようなところがある。先に記した『水経注』の「亮語劉禪云、先帝三顧臣於草廬之中、咨臣以當世事、即此宅也（亮、劉禪に語して云う、先帝三たび臣を草廬之中に顧み、臣に咨るに当世の事を以てするは、即ち此の宅なり）」や、『三國志』諸葛亮伝が伝える『水経注』と同趣旨の記述がある<sup>(31)</sup>。

ここで、新野及び南陽について、劉備と孔明に纏わる伝承が『三國志』に記載されているか、検証して見たい。

そこで先ず、『三國志』に地名としての「南陽」が記載されている箇所を列記してみよう。（本文・裴注の下の数字は「南陽」の掲出数）

卷一・武帝紀<sup>(32)</sup> 裴注四。卷六・董卓傳<sup>(33)</sup> 裴注一。同・袁術傳<sup>(34)</sup> 本文二。同・劉表傳<sup>(35)</sup> 本文一・裴注四。卷八・公孫瓚傳<sup>(36)</sup> 裴注一。卷九・夏侯淵傳<sup>(37)</sup> 裴注一。同・曹爽傳<sup>(38)</sup> 本文一。卷一〇・荀彧傳<sup>(39)</sup> 本文一・裴注一。同・荀攸傳<sup>(40)</sup> 裴注一。同・賈詡傳<sup>(41)</sup> 本文一。卷一一・王脩傳<sup>(42)</sup> 本文一。卷一二・崔琰傳<sup>(43)</sup> 本文一。同・司馬芝傳<sup>(44)</sup> 本文一。卷一三・鍾繇傳<sup>(45)</sup> 裴注二。同・華歆傳<sup>(46)</sup> 本文一。卷一四・劉放傳<sup>(47)</sup> 裴注一。卷一五・梁習傳<sup>(48)</sup> 裴注一。卷一六・杜畿傳<sup>(49)</sup> 裴注一。同・杜恕傳<sup>(50)</sup> 裴注一。卷一八・文

聘傳<sup>(51)</sup> 本文一。同・閻溫傳<sup>(52)</sup> 裴注一。卷二一・劉虞傳<sup>(53)</sup> 本文一。卷二二・楊俊傳<sup>(54)</sup> 本文二。同・杜襲傳<sup>(55)</sup> 裴注一。同・裴潛傳<sup>(56)</sup> 裴注一。卷二四・韓暨傳<sup>(57)</sup> 本文一。同・王觀傳<sup>(58)</sup> 本文一。卷二六・田予<sup>(59)</sup> 傳<sup>(59)</sup> 本文一。卷二八・鄧艾傳<sup>(60)</sup> 本文一。卷三一・劉焉傳<sup>(61)</sup> 本文一。同・劉璋傳<sup>(62)</sup> 裴注一。卷三五・諸葛亮傳<sup>(63)</sup> 本文一・裴注三。卷三六・黃忠傳<sup>(64)</sup> 本文一。卷三八・許靖傳<sup>(65)</sup> 本文二。卷三九・劉巴傳<sup>(66)</sup> 裴注一。同・陳震傳<sup>(67)</sup> 本文一。同・董允傳<sup>(68)</sup> 裴注一。同・呂乂傳<sup>(69)</sup> 本文一。卷四〇・劉封傳<sup>(70)</sup> 本文一。同・李嚴傳<sup>(71)</sup> 本文一。卷四一・王連傳<sup>(72)</sup> 本文一。卷四二・許慈傳<sup>(73)</sup> 本文一。同・譙周傳<sup>(74)</sup> 本文一。卷四五・宗預傳<sup>(75)</sup> 本文一。同・楊戲傳<sup>(76)</sup> 季漢輔臣贊<sup>(76)</sup> 本文二。卷四六・孫堅傳<sup>(77)</sup> 本文四・裴注二。同・孫策傳<sup>(78)</sup> 裴注三。卷四七・吳主孫權傳<sup>(79)</sup> 本文一・裴注一。卷四八・孫皓傳<sup>(80)</sup> 裴注一。卷五〇・妃嬪傳<sup>(81)</sup> 本文一。卷五二・張承傳<sup>(82)</sup> 本文一。同・步騭傳<sup>(83)</sup> 裴注一。卷五三・薛綜傳<sup>(84)</sup> 本文一。卷五四・呂蒙傳<sup>(85)</sup> 本文一。卷五五・黃蓋傳<sup>(86)</sup> 裴注一。同・甘寧傳<sup>(87)</sup> 本文一。裴注一。卷五七・虞翻傳<sup>(88)</sup> 裴注一。卷五八・陸遜傳<sup>(89)</sup> 本文一。卷五九・孫登傳<sup>(90)</sup> 裴注一。同・謝景傳<sup>(91)</sup> 本文一。卷六〇・呂岱傳<sup>(92)</sup> 裴注一。卷六一・潘濬傳<sup>(93)</sup> 裴注一。

以上のように、「南陽」は、本文が五十三箇所、裴注が四十二箇所の計九十五箇所に記載されている。

その内容は、故事・太守名・本貫等であるが、この九十五箇所の内、所謂「出師表」の「臣本布衣、躬耕於南陽（臣、本と布衣、南陽に於いて躬耕す）」以外には、孔明の故事を伝えた記事は、本文・裴注ともに見当たらない。

『三國志』の成立時代が二八三〜八四年閏一二月までの間とすれば、孔



(魏略に曰く、劉備、樊城に屯す。是の時曹公、方に河北を定む、亮、荊州の次は当に敵を受けんことを知る。而して劉表の性、緩にして軍事に、曉らかならず。亮、乃ち北行して備に見ゆ。備、亮と旧に非ず。又其の年少を以てし、諸生の意を以て之を侍せしむ。座の集まり既に畢り、衆賓皆な去り、而して亮独り留まる。備亦た其の言わんとする所を問わず。備の性、昵を結ぶを好む。時に適、人の鬚牛の尾を以て備に与える者有り。備、因りて手自ら之を結ぶ。亮、乃ち進みて曰く、「明將軍には当に復た遠志有るべし、但だ昵を結び而して已むならんや」と。備、亮の常ならざる人を知るなり、乃ち昵を投げ而して答えて曰く、「是れ何ぞ言う乎、我聊か以て憂を忘るのみ」と。亮、遂に言うて曰く、「將軍、劉鎮南(劉表)を度るに曹公と孰れや」と。備、曰く、「及ばず」と。亮、又曰く、「將軍自ら度るに何如なりや」と。備曰く、「亦不如」と。曰く、「今皆及ばず。而して將軍の衆数千人に過ぎず。此を以て敵を待つ、計に非ざること無きを得んや」と。備曰く、「我、亦た之を愁う、当に何ぞ若之せん」と。亮曰く、今荊州、人少なきに非ざるなり。而して籍に著く者寡なし。平居に調を發せば、則ち人心悦ばず、鎮南に語りて、国中に令し、凡そ游戸有らば、皆な自ら実せめるべく、因りて録し以て衆を益す可きなり」と。備、其の計に従う。故に衆遂に強し。備、此れに由り亮に英略有るを知り、乃ち上客を以て之を礼す。『九州春秋』、言う所亦た之の如し)。

## (二) 劉備の居住地

樊城。現・湖北省襄樊市樊城。前述一(二)②参照。

孔明出廬に関する二・三の疑問

## (三) 孔明の居住地

記載なし。

なお、孔明のこの時の進言は、『通典』卷一四八・兵、収衆、及び『太平御覽』卷二九九・兵部、兵衆の条にも引かれている。<sup>(26)</sup>

## 三、劉備と孔明の邂逅時期

『三國志』卷三十五・諸葛亮傳「出師表」中の「遂許先帝以驅馳、後值傾覆、受任於敗軍之際、奉命於危難之間、爾來二十有一年矣(遂に先帝に許し、以て驅馳す。後、傾覆に値い、任を敗軍之際に受け、命を危難之間に奉ず。爾來二十有一年なり)」の裴注に、「臣松之按、劉備以建安十三年敗、遣亮使吳、亮以建興五年抗表北伐、自傾覆至此整二十年、然則備始與亮相遇、在敗軍之前一年時也(臣、松之按ずるに、劉備、建安十三年を以て敗る。亮を遣わして呉に使います。亮、建興五年を以て抗表し北伐す。傾覆自り此に至るに整えること二十年。然れば則ち備、始めて亮と相遇すること敗軍の前一年の時(に在るなり)」とある。<sup>(27)</sup>裴松之は、劉備と孔明の邂逅時期を建安十二年としている。

この裴松之の推測は、同書武帝紀、建安十三年八月・九月条、及び同書先主伝、建安十二年の条等の記事により、<sup>(29)</sup>ほぼ確認できる。より厳密に言えば、「建安七年夏五月の袁紹の死から同十二年」の間である。<sup>(30)</sup>但し、建安十二年に係るかどうかが微妙である。

仮に両者の邂逅を建安十一年とすると、劉備四十六歳、孔明二十六歳である。

徽省亳県<sup>(17)</sup>の出身」という意味である。単に「沛国人」という表記はしない。

同様に、「關羽、河東解人<sup>(18)</sup>」は「河東郡解県（現・山西省臨猗県）の出身<sup>(19)</sup>」である。単に「河東人」という表記はしない。

中には、「張飛、涿郡人<sup>(20)</sup>」とか「黃忠、南陽人<sup>(21)</sup>」とかの表記があるが、これは郡治所在地としての涿郡（現・河北省涿県）・南陽郡（河南省南陽市<sup>(23)</sup>）の出身という意味である。大まかに涿郡内とか南陽郡内の出身という意味ではあるまい。

こうして見ると、出師表の「躬耕於南陽（南陽に於いて躬耕す）」は、郡治としての南陽（河南省南陽市）にて躬耕していたと見るべきである。

即ち、現在の南陽市に居住していた、その場所に、その時に、劉備が尋ねて来た、と解釈すべきである。

また、「躬耕於南陽」が先記した通り、南陽郡内と言う大まかな表現ではなく、現・南陽市に居住していたと見るのは、これまでの多くの歴史家も認めているところである。

南陽市（河南省）と隆中（伝・湖北省襄樊市西郊、漢水南岸）は一二五<sup>キ</sup>ほど隔たっている。

南陽と隆中に整合性を持たせようとした試みもある。現代の歴史家黃子瑞は「司馬光（一〇一九～八六）は、『孔明は南陽に居住していて、襄陽西郊の隆中に一時寓居していた』と述べている」と言う。巧みといえ巧みだが、隔靴搔痒の感は否めない。

また、黃子瑞は、「（孔明躬耕地は）現代中国でも定説が無い」とした上で、「南陽臥竜崗にしる、樊城隆中にしる、孔明を敬慕するところから起

こされた記念地」とし、両所とも孔明躬耕地としての特定地ではないとしている<sup>(24)</sup>。両所とも疑問視しているわけだが、「出師表」には「躬耕於南陽」とある。ここでは、先に記した通り「孔明は南陽にて躬耕と称していた」ことを、はっきりさせておきたいと思う。

また、先に記した通り『三國志』に記載されている「南陽」記事には、孔明との関連記事は皆無であることもはっきりさせておきたいと思う。

## 二、「孔明が劉備を訪問した」とする説についての見解

### (一) 典拠資料

<sup>(25)</sup>『三國志』卷三十五・諸葛亮傳中の所謂「先主遂詣亮、凡三往」の裴

魏略曰、劉備屯於樊城、是時曹公方定河北、亮知荊州次當受敵、而劉表性緩、不曉軍事、亮乃北行見備、備與亮非舊、又以其年少、以諸生意待之、座集既畢、衆賓皆去、而亮獨留、備亦不問其所欲言、備性好結託、時適有人以鬣牛尾與備者、備因手自結之、亮乃進曰、明將軍當復有遠志、但結託而已邪、備知亮非常人也、乃投託而答曰、是何言與、我聊以忘憂耳、亮遂言曰、將軍度劉鎮南孰與曹公邪、備曰、不及、亮又曰、將軍自度何如也、備曰、亦不如、曰、今皆不及、而將軍之衆不過數千人、以此待敵、得無非計乎、備曰、我亦愁之、當若之何、亮曰、今荊州非少人也、而著籍者寡、平居發調、則人心不悅、可語鎮南、令國中凡有游戸、皆使自實、因錄以益衆可也、備從其計、故衆遂強、備由此知亮有英略、乃以上客禮之、九州春秋所言亦如之。

樊市樊城である。<sup>(10)</sup>

なお、『世語』にみえる「(劉)備屯樊城」は、「孔明が劉備を訪問した」のかといった問題とも絡んでくるので等閑視出来ない。

### (三)、孔明の居住地

#### ① 南陽

諸葛亮伝「出師表」に「躬耕於南陽(南陽に於いて躬耕す)」とある。<sup>(11)</sup>  
但し、「南陽」居住記事は唯一当箇所のみである。

#### ② 隆中

① 『三國志』卷三十五・諸葛亮傳に「亮躬耕隴畝(亮、隴畝に躬耕す)」とあり、その裴注に「漢晉春秋曰、亮家于南陽之鄧縣、在襄陽城西二十里、號曰隆中(『漢晉春秋』に曰く、亮、南陽之鄧縣に家す。襄陽城の西二十里に在り、号して隆中と曰く)」とある。<sup>(12)</sup>

② 同書「論評」裴注に「蜀記曰、晉永興中、鎮南將軍劉弘至隆中、觀亮故宅、立碣表閭(『蜀記』に曰く、晉の永興中、鎮南將軍劉弘、隆中に至り、亮が故宅を觀し、碣を立て閭を表す)」とある。<sup>(13)</sup>

③ 『水經注』卷二十八・沔水篇に「沔水又東逕樂山北、昔諸葛亮好爲梁甫吟、每所登遊、故俗以樂山爲名、沔水又東逕隆中、歷孔明舊宅北、亮語劉禪云、先帝三顧臣於草廬之中、咨臣以當世之事、即此宅也(沔水又東して樂山の北を逕る。昔、諸葛亮好んで梁甫吟を爲す。毎に登遊せし所なり。故に俗は以て樂山を名と爲す。沔水又東して隆中を逕り、孔明が旧宅の北を逕る。亮、劉禪に語して云う、「先帝、三たび臣を草廬之中に顧み、臣に咨るに當世の事を以てするは即ち此の宅な

孔明出廬に関する二・三の疑問

り」と。<sup>(14)</sup>

④ 『讀史方輿紀要』卷七十九・湖廣五に「隆中山、(襄陽)府西北二十五里、諸葛武侯隱此(襄陽府の西北二十五里、諸葛武侯此に隱す)」とあり、以下に前掲史料の『漢晉春秋』『水經注』の記事を引き、「蘇軾詩、萬山西北古隆中、亦謂此、今府南十里有臥龍山、又府西南三十里有伏龍山、皆以武侯名也(蘇軾詩、万山の西北の古隆中は亦た此を謂う。今、府の南十里に臥龍山有り、また府の西南三十里に伏龍山有り、皆な武侯の名を以てなり)」と結んでいる。<sup>(15)</sup>  
以上のように、孔明の居住地は、南陽(南陽市)・隆中(鄧縣・襄樊市)の二箇所が伝承している。

南陽は『後漢書』卷三三・郡国志が荊州の統郡として挙げている七郡の一つの南陽郡である。郡治は現・河南省南陽市である。隆中は現・湖北省襄樊市西と伝えられている。

#### (四)、南陽と隆中記事の異同

「出師表」では、劉備が孔明を訪問した折の孔明の居所を「南陽」としている。ところが裴松之所引『漢晉春秋』・『水經注』・『讀史方輿紀要』等の後の史料は全て「隆中」としている。

この異同をどう考えればよいのか。

一は「南陽郡内」に居住していた、と大まかに表現した、ということが考えられる。しかし、正史では登場する人物を紹介する場合、例えば『三國志』を例に採ると、次のような表記の仕方をする。

曹操は「沛國譙人」<sup>(16)</sup>とある。これは周知のように、「沛國譙縣(現・安

見ゆ)。

② 同書同巻・「出師表」<sup>(2)</sup>

臣本布衣、躬耕於南陽、苟全性命於亂世、不求聞達於諸侯、先帝不以臣卑鄙、猥自枉屈、三顧臣於草廬之中、諮臣以當世之事、由是感激、遂許先帝以驅馳。

(臣、本と布衣、南陽に於いて躬耕す。苟も性命を乱世に全うし、聞達を諸侯に求めず。先帝、臣が卑鄙を以てせずして、猥りに自ら枉屈し、三たび臣を草廬の中に顧み、臣に諮るに当世之事を以てす。是に由いて感激し、遂に先帝に許し、以て驅馳す)。

右の二史料は、「劉備が孔明を訪問した」とする最も根本的な史料である。

③ 『華陽國志』卷六・劉先主傳<sup>(3)</sup>

穎川徐元直致瑯琊諸葛亮曰、孔明臥龍也、將軍願見之乎、先主曰、君與俱來、庶曰、此人可就見、不可屈致也、先主遂造亮、凡三。

(この『華陽國志』の記事は、孔明に向かつて、「孔明は臥龍である。

將軍(劉備)は会見を願うか」などと言っていて、文章としての体をなしておらず、このまま史料として取り上げてよいものか疑問を生ずる。文意は「劉備が孔明を訪問した」との立場を表現しているようである、とだけに止めたい)

④ 『水經注』卷二十八・沔水篇<sup>(4)</sup>

又東過山都縣東北、(略)沔水又東逕樂山北、昔諸葛亮好爲梁甫吟、每所登遊、故俗以樂山爲名、沔水又東逕隆中、歷孔明舊宅北、亮語劉禪云、先帝三顧臣於草廬之中、咨臣以當世之事、即此宅也。

(又、東して山都縣の東北を過ぐ。・沔水、又東して樂山の北を逕る。

昔、諸葛亮好んで梁甫吟を為す。毎に登遊せし所なり。故に俗に樂山を以て名と為す。沔水、又東して隆中を逕り、孔明の旧宅の北を歴る。亮、劉禪に語して云う、「先帝三たび臣を草廬の中に顧み、臣に咨るに当世の事を以てするは即ち此の宅なり」と)。

この記事は、劉備が孔明の旧宅を顧みた、とするその場所を沔水(現・漢水)沿岸の「隆中」としており、注目する必要がある。

なお、『三国志』卷三十一・先主伝には、三顧に関する記述は、当然あつてしかるべきと思われるがなぜか存在しない。

(二)、劉備の居住地

① 新野

先主伝に「劉表自郊迎(先主)、以上賓禮待之、益其兵使屯新野(劉表(先主)を自ら郊迎し、上賓の礼を以て之に侍り、その兵を益し新野に屯せしむ)」とある。<sup>(5)</sup>

新野は『後漢書』卷三十二・郡國志、荊州・南陽郡の条に挙げられている「新野」であり、現・河南省新野県である。<sup>(7)</sup>

② 樊城

先主伝に「(劉表、先主)自郊迎、以上賓禮待之(劉表、先主を自ら郊迎し、上賓の礼を以て之に侍す)」とあり、その裴松之注に、「『世語』に曰く、(劉)備屯樊城(劉備、樊城に屯す)」とある。<sup>(8)</sup>

樊城は『三国志』卷四・齊王芳紀、正始二年夏五月の条に「吳將朱然等圍襄陽之樊城、太傅司馬宣王率衆拒之(吳將朱然等、襄陽之樊城を囲む。

太傅司馬宣王、衆を率いて之を拒ぐ)」とある樊城であり、現・湖北省襄

# 孔明出廬に関する二・三の疑問

菊池良輝

キーワード…孔明（諸葛亮） 出廬、劉備三顧、孔明（諸葛亮）が劉備を訪問か、  
南陽、隆中

本小論は、魏・蜀・呉三国時代にその事跡を喧伝される「孔明出廬」について、その二・三の疑点を主に地理上の観点から整理検討を試みたものである。

所謂「三顧」とは、「劉備が諸葛亮（字・孔明。以下、孔明とする）を訪問した」とするものであるが、一方、「孔明が劉備を訪問した」という記録がある。

この事実はどちらかである。どちらがより矛盾が少ないか、といった問題であるかもしれない。以下この点について二・三の疑問を提示したい。

## 一、「劉備が孔明を訪問した」とする説についての見解

### (一)、典拠史料

#### ① 『三國志』卷三十五・諸葛亮傳<sup>(1)</sup>

時先主屯新野、徐庶見先主、先主器之、謂先主曰、諸葛孔明者、臥龍也、將軍豈願見之乎、先主曰、君與具來、庶曰、此人可就見、不可屈致也、將軍宜枉駕顧之、由是先主遂詣亮、凡三往、乃見。

（時に先主、新野に屯す。徐庶、先主に見ゆ。先主之を器とす。先主に謂いて曰く、「諸葛孔明は臥龍なり、將軍、豈之に見えんことを願うか」と。先主曰く、「君、与に具に來れ」と。庶曰く、「此人就きて見ゆ可し、屈して致す可からざるなり、將軍宜しく枉駕して之を顧みるべし」と。是に由いて先主遂に亮に詣ること凡そ三たび往き、乃ち